

第7号議案

中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

中間市長 松下 俊男

中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

中間市道路占用料徴収条例(昭和53年中間市条例第5号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 占用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルに、占用の長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルに、それぞれ切り上げる。

第7条を第11条とし、第6条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。

(督促)

第6条 市長は、占用料を第4条各号に規定する日(以下「納付期限」という。)までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の督促状に指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日を経過する日とする。

(督促手数料の徴収)

第7条 市長は、前条第1項の規定により督促状を発した場合において、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

(延滞金の徴収)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により督促状を発した場合において、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額に年14.5パーセント(納付期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又は金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。

3 前2項に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、延滞金額を減額し、又は免除することができる。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合等の特例)

3 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下の項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特

例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、7.25 パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条を第 11 条とし、第 6 条を第 10 条とし、第 5 条の次に 4 条を加える規定、附則に 1 項を加える規定及び次項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の中間市道路占用料徴収条例第 7 条及び第 8 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に納付期限が到来する占用料について適用する。

中間市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は別表のとおりとし、次の各号に定めるところにより、算出する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 占用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルに、占用の長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルに、それぞれ切り上げる。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(督促)</u></p> <p><u>第6条 市長は、占用料を第4条各号に規定する日(以下「納付期限」という。)までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の督促状に指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日を経過する日とする。</u></p> <p><u>(督促手数料の徴収)</u></p> <p><u>第7条 市長は、前条第1項の規定により督促状を発した場合において、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。</u></p> <p><u>(延滞金の徴収)</u></p> <p>第8条 市長は、第6条第1項の規定により督促状を発した場合にお</p>	<p>本則</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は別表のとおりとし、次の各号に定めるところにより、算出する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 占用の面積で、1平方メートル未満のもの、又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルとし、占用の長さで1メートル未満のもの、又は1メートル未満の端数は1メートルとして計算する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

いて、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額に年 14.5 パーセント(納付期限の翌日から起算して 1 月を経過する日までの期間については、年 7.25 パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。

3 前 2 項に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(延滞金の減免)

第 9 条 市長は、特に必要があると認めるときは、延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(罰則)

第 10 条 (略)

(委任)

第 11 条 (略)

附 則

1・2 (略)

(延滞金の割合等の特例)

3 当分の間、第 8 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.25 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下の項において同じ。)が年 7.25

(新設)

(罰則)

第 6 条 (略)

(委任)

第 7 条 (略)

附 則

1・2 (略)

(新設)

パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項においては「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、7.25パーセントの割合)とする。